

市有地（駐車場用地）貸付
一般競争入札参加要領

令和 7 年 7 月

目次

1. 貸付物件（入札物件）	1
2. 主な日程	1
3. 参加資格等	1
4. 貸付条件等	2
(1) 契約の内容	2
(2) 貸付物件の用途等	2
(3) 貸付期間	2
(4) 賃料	3
(5) その他の費用	3
(6) 物件の引渡し	3
(7) 使用上の制限等	3
(8) 賃借人の義務	4
(9) 契約の解除	4
(10) 中途解約	4
(11) 貸付期間終了時の条件等	4
(12) 原状回復について	5
5. 平面駐車場に関する条件	5
6. 時間貸駐車場に関する条件	6
7. 月極駐車場に関する条件	6
8. 質問について	6
9. 入札の参加申込について	7
(1) 入札の参加申込み	7
(2) 必要書類	7
(3) 注意事項	8
10. 入札について	8
(1) 入札期間	8
(2) 必要書類	8
(3) 入札書の記載事項	9
(4) 入札の方法及び送付先	9
(5) 入札の無効	11
(6) 開札	11
(7) 落札者の決定	11
(8) 入札結果の通知	11
11. 契約の締結	12
12. 提出書類の取扱い	12
13. 問合せ先	12
14. その他	13
様式	13
その他添付書類	13

府中市では、市有財産の有効な活用に向け、一般競争入札により、市有地の貸付けを行います。貸付けに当たっては、賃貸借契約を締結し、賃借人となっていただきます。入札参加を希望される方は、この要領を熟読のうえ参加申込みしてください。

参加申込み前に、必ず物件の調査確認を行ってください。

1. 貸付物件（入札物件）

貸付物件は、次のとおりです。

物件番号	所在地 (地番)	地目	貸付面積 (㎡)	最低入札価格 (月額)	開札時間
1	府中市府中町3丁目21番17	宅地	312.08	149,000円 (税込み)	午後3時00分
2	府中市西府町1丁目58番3	宅地	471.33	113,000円 (非課税)	午後3時20分
3	府中市本町4丁目7番1の内	宅地	368.28	196,000円 (非課税)	午後3時40分

※物件1はアスファルト舗装済みのため税込み価格、物件2並びに3は未舗装のため非課税価格になっていますので、ご注意ください

2. 主な日程

入札参加申込期間	令和7年8月1日（金）～令和7年8月7日（木） （土日を除く午前8時30分から午後5時）※必着
入札期間	入札参加申込期間と同じ
開札	令和7年8月8日（金）午後3時から
貸付期間	令和7年9月1日（月）～令和12年8月31日（土）

3. 参加資格等

次のいずれかに該当する者は、参加することができません。

- (1) 国税及び地方税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者等）
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役

職員又は構成員

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- (5) (3)及び(4)に掲げる者から委託を受けた者並びに(3)及び(4)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (6) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格申請に承認されていない者
- (7) 本要領と同種の駐車場の運営の契約を令和5年7月1日から令和7年6月30日の間に市若しくは国又は他の地方公共団体と数回以上にわたって締結した実績を有しない者

4. 貸付条件等

(1) 契約の内容

当該契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項の規定に基づく貸付（賃貸借契約）です。

(2) 貸付物件の用途等

用途は平面駐車場（月極、時間貸し又は両方も可）とし、利用形態は賃借人が定めるものとします。平面駐車場の一部に賃借人自ら運営・委託するカーシェアリング用の車両を設置しサービスを提供することも歓迎します。

また、電気自動車用充電設備を設置することについても歓迎します。設備の購入、設置にあたっては、国等の補助金を活用することも妨げません。

なお、飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置については、賃借人自ら運営・委託を行う場合は差し支えありません。ただし、1台を限度とし、酒類の販売は認めません。

カーシェアリングの提供、電気自動車用充電設備、及び自動販売機を設置する場合は、事前に書面にて市に申し出たうえで、許可を受けてください。

なお、その場合、委託ではなく他法人に土地を転貸することは認めません。ただし、転借人が賃借人のグループ会社や系列会社の場合等、協議の上認められたものについてはその限りではありません。疑義がある場合は、後述の質問受付期間内に質問書を提出してください。

(3) 貸付期間

令和7年9月1日（月）～令和12年8月31日（土）

(4) 賃料

賃料については、次のとおりとします。

- ア 賃借人として決定した者の落札価格を月額賃料とする。
- イ 賃料は、府中市が発行する納入通知書又は指定する口座への振込みにより、前月末日までに当月分の賃料を支払うこと。
- ウ 貸付期間が1か月に満たないとき又は貸付期間に1か月未満の端数があるときは、月額賃料に12を乗じて得た額（1円未満切り捨て）を365で除して得た額（1円未満切り捨て）をもって、日割り計算する。
- エ 賃借人が賃料を納付期限までに納入しないときは、市は、納付期限経過後20日以内に督促状を発行し、さらに納付すべき期限を指定して督促するものとする。指定期限までに賃料を納入しないときは、乙は、その賃料につき年14.6%の割合で当初期限の翌日からこれを完納した日までの日数によって計算して得た額の延滞金を支払わなければならない。この場合において年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日の割合とする。

(5) その他の費用

平面駐車場の設計、整備、運営及び維持管理、修繕、撤去等に係る費用は、賃借人の負担とします。

(6) 物件の引渡し

府中市は、1で定める貸付物件を貸付期間の開始日午前0時に賃借人に引き渡すものとします。なお、市、賃借人の協議によってはこの限りではありません。

(7) 使用上の制限等

賃借人は、次の行為をすることはできません。

- ア 貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うこと。ただし、転貸については貸付条件に定める場合を除く。
- イ 貸付物件の使用に当たり、この土地の形質を変改すること。ただし、アスファルト舗装、砂利敷き、及びバリケード等を設置する場合を除く。
- ウ 貸付物件及び設置した工作物を平面駐車場以外の目的に使用すること。ただし、賃借人自ら運営するカーシェアリングの拠点、電気自動車用充電設備、及び自動販売機1台の設置について、府中市が認めた場合を除く。
- エ 建築物を建設すること。

(8) 賃借人の義務

- ア 賃借人は、貸付物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供してはならない。
- イ 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を使用すること。
- ウ 賃借人には、貸付物件を使用して行う事業に伴う一切の責任がある。
- エ 賃借人は、府中市が貸付物件の管理上必要な事項を賃借人に通知した場合は、その事項を遵守すること。
- オ 賃借人は、貸付物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう十分配慮すること。
- カ 賃借人は、土地をアスファルト舗装等する場合には、水はけ等を十分考慮し、隣接地等の迷惑とならないよう施工すること。
- キ 賃借人は、隣接地沿いに構造物（アスファルト舗装を含む）等を設置する場合には、予め市に相談の上施工すること。
- ク 賃借人は、その住所又は氏名並びに代表者に変更があったときには、速やかに府中市に届け出ること。

(9) 契約の解除

次の行為に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、府中市又は第三者に損害を与えた場合は、全て賃借人の責任でその損害を賠償すること。

- ア 賃料を3か月以上滞納したとき。
- イ 賃借人が(7)の記載事項に違反、又は(8)に記載の義務を果たさなかったとき。
- ウ 駐車場施設を故意又は重大な過失により汚損し、破損し、又は滅失したとき。
- エ 府中市が、貸付物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

(10) 中途解約

自然災害等の不可抗力によるものを除き、貸付期間に係る賃料全額を納入した場合に限り、この契約を中途解約することができる。この場合において、解約予定日の6か月前までに書面にてその旨の申入れをすること。

(11) 貸付期間終了時の条件等

賃借人は貸付期間が満了したとき、(9)アからウまでに該当し、契約を解除されたとき、(10) (10)に該当し、契約を中途解約したときは、アスファルト、砂利等の舗装について引き続きの使用に支障がない場合等、市が認めた場合を除き、自己の負担で直ちに貸付物件を原状に回復して返還することとします。この場合、賃借人は府中市に対し納付済み賃料、返還に伴って発生する費用及び立退料等一切の請求をすることはできません。貸付期間を経

過して、本件土地の返還が遅延した場合、市は、遅延した日数に応じ、賃料の倍額に相当する損害金の支払いを賃借人に求める場合があります。

(12) 原状回復について

原状回復の状態は、賃借人の設置した工作物、物品等を全て収去したうえ、路面に塗装または破損等がある場合は、原状回復を原則とします。

なお、アスファルト、砂利等の舗装について、引き続きの使用に支障がない場合、市、賃借人の協議によってはこの限りではありません。

5. 平面駐車場に関する条件

賃借人は、自らの責任と負担において平面駐車場の設計、整備、運営及び維持管理・修繕を行うものとします。

- (1) 運営については、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定を遵守してください。
- (2) 自動車の種類は普通自動車（道路交通法の区分による）に限るものとします。
- (3) 貸付物件に看板等を設置し、利用規約または管理規定並びに緊急時連絡先などを明記してください。
- (4) 車両の配置及び駐車方法は、隣接地の住民とのトラブル（騒音、光害など）が生じないように、十分配慮し、注意事項などの看板、バリカー設置等を行ってください。
- (5) 照明設備等の工作物を設置する際には、光害等のトラブルが発生しないよう、近隣に十分配慮してください。
- (6) 駐車場内での事故、盗難等のトラブルについては、原則的には利用者の自己責任となりますが、その取扱いには誠意ある対応をしてください。
- (7) 利用者や付近住民等からの駐車場運営に関する苦情等については賃借人が誠意を持って対応してください。
- (8) 定期的に駐車場内の清掃を行い、常に良好な状況を維持してください。
- (9) 自動販売機を設置した場合は、1個以上回収ボックスを設置し、適切に回収及びリサイクルを行ってください。
- (10) その他、運営上問題が生じた場合は、即時府中市と協議のうえ、対応してください。

6. 時間貸駐車場に関する条件

- (1) 駐車場施設に精算機を設置する場合は、紙幣及び500円硬貨の対応可能なものを設置してください。また、つり銭切れ等が起こらないよう、配慮してください。また、キャッシュレス決済については対応できるよう努めてください。
- (2) 毎月の日毎の売上金額及び利用状況をまとめた報告書を作成し、翌月の10日までに府中市に報告してください。提出方法は問いません。web上での提出も可とします。

7. 月極駐車場に関する条件

- (1) 月極契約は、本契約の貸付期間を超えて契約期間を設定しないこと。
- (2) 毎月の契約者数（契約金額及び契約期間を含む）をまとめた報告書を作成し、翌月の10日までに府中市に報告してください。また、契約者の種別（個人または法人）を明記すること。
- (3) 月極契約を行う際には、以下に該当するものへの転貸借を行ってはならず、以下に定める事実が判明した際には速やかに月極契約を解除すること。
 - ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
 - ウ ア及びイに掲げる者から委託を受けた者並びにア及びイに掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 物件3（本町4丁目7番1の内）については、契約金額を1台あたり月額12,500円（税込み）以上に設定すること。

8. 質問について

- (1) この要領に関する質問は、質問書に記入のうえ、財産活用課まで電子メールにより提出してください。これ以外の方法によるものは受け付けませ

ん。

- (2) 1つの質問項目ごとに、1枚の質問用紙を使用してください。
- (3) 質問の受付は、令和7年7月23日（水）午後5時までとします。
- (4) 質問受付の電子メールアドレス zaisan02@city.fuchu.tokyo.jp
- (5) 質問に対する回答は令和7年7月30日（水）午後5時までに府中市ホームページ内で公開予定です。
- (6) 質問を提出した際は財産活用課に連絡し、電子メールの到達確認をしてください。また、電子メールの件名は「【入札質問】会社名」としてください。
- (7) 今回の募集に関係のない質問、意見表明ととれる質問については、回答を差し控えるとともに、回答一覧への掲載を行わない場合があります。

9. 入札の参加申込について

参加に当たっては、要領を十分に確認するとともに、現地及び関係規制等を必ず調査確認のうえ、ご参加ください。

(1) 入札の参加申込み

申込期間	令和7年8月1日（金）から令和7年8月7日（木）まで（土日を除く午前8時30分から午後5時）※必着
申込方法	郵送によって受付けます。 申込期限の令和7年8月7日（木）午後5時までに到着しない申込みは無効です。 *書留又は簡易書留にてお送りください。 *持参も可としますが、受取のみとし、その場で内容確認はいたしません。また、電話での参加申込みはできません。 *封筒の宛名面に参加申込書在中の旨を明記してください。
送付先	〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市総務管理部財産活用課 駐車場用地貸付担当 宛

(2) 必要書類

- ア 市有地（駐車場用地）貸付一般競争入札参加申込書兼借受申出書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 事業実績説明書（様式第3号。契約書の写し等3(7)を証明する内容が明記された書類を添付してください。）

- エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書、法人申込みの場合）
- オ 登記されていないことの証明書（個人申込みの場合）
- カ 国税・地方税の納税証明書（直前2年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税について未納税額がないことの証明）
- キ カーシェアリング事業・電気自動車用充電設備についての調査票

(3) 注意事項

- ア 市有地（駐車場用地）貸付一般競争入札参加申込書兼借受申出書には、落札した場合に契約する方の住所・氏名（法人の場合は法人名・代表者名を記入）を記入のうえ署名、または記名、押印してください。申込者とは異なる方との契約締結はできません。
- イ (2)カを除く各種証明書は、書類が市に到着した日から起算して発行後90日以内のものを提出してください。
- ウ 各種提出書類は落札した場合に契約する方の書類をご提出ください。
- エ 事業実績説明書に添付する書類は、契約書についてはすべてのページをご提出ください。但し、金額記載面のマスキング等は可とします。
3(7)に規定する事業実績の対象期間内に、契約締結日が含まれているものをご提出ください。
- オ 複数物件を申し込む場合も、必要書類は1部ずつの提出で構いません。
- カ (2)キは、今後の参考にさせていただくもので、回答内容によって入札の結果に影響するものではありません。また、回答内容を強制するものでもありません。

10. 入札について

(1) 入札期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月7日（木）まで
（土日を除く午前8時30分から午後5時）※必着
※受付期限の令和7年8月7日（木）午後5時までに到着しない入札は無効です。

(2) 必要書類

- ア 入札書（様式第4号）
- イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ウ（代理人が入札する場合）委任状（様式第5号）
※法人社員が法人代表者を代理する場合も委任状は必要です。

(3) 入札書の記載事項

- ア 入札書には、入札者の住所及び氏名、入札金額を記入のうえ、印鑑登録印を押印してください。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状の「代理人使用印」を入札書に押印してください。
- ウ 入札金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」の記号を記入してください。
- エ 入札書に記載する金額は、月額賃料をご記入ください。

(4) 入札の方法及び送付先

- ア 書留又は簡易書留にてお送りください。持参も可としますが、受取のみとし、その場で内容確認はいたしません。また、電話での申込みはできません。

- イ 二重封筒（外封筒、中封筒）を用いてください。（入札封筒記載例参照）

(ア) 外封筒について

外封筒には、次の書類を入れ、表側には入札関係書類在中の旨を、裏側又は表側下部に入札者名、住所又は所在地を記載して封緘してください。

- ・ 中封筒
- ・ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ・ （代理人が入札する場合）委任状

(イ) 中封筒について

中封筒には物件ごとに入札書を入れ、その表側に物件番号、入札者の住所及び氏名（法人はその所在地、名称及び代表者名）を記入して封をし、封の箇所に割印（実印）を押してください。

※代理人の方が入札する場合は、代理人の印

(ウ) 送付先

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

府中市総務管理部財産活用課 駐車場用地貸付担当 宛

- ウ 複数物件を入札する場合、中封筒は物件ごとに作成していただく必要がありますが、外封筒は1通とし、全てを同封してください。持参の場合も、入札書は中封筒に入れて封緘し、外封筒に入れてください。

- エ 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

- オ 複数物件を入札する場合、(2)アは1物件につき1部ご提出ください。また、(2)イ及び(2)ウについては、それぞれ原本を1部添付してください。

入札封筒記載例

外封筒（宛名面）

切手

1 8 3 - 8 7 0 3

（入札関係書在中）

府中市総務管理部財産活用課
 駐車場用地貸付担当 宛

東京都府中市宮西町2丁目24番地

封入

外封筒（表面）

のりづけ

外封筒も、のりづけ等で
しっかり封緘してください。

- ・外封筒には、中封筒のほか、印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）及び（代理人が入札する場合）委任状を入れてください。
 - ・複数物件入札される場合も、外封筒は1通とし、全てを同封してください。
- ※持参の場合も入札書は中封筒に入れて封緘のうえ、外封筒に入れてください。

印鑑登録
証明書

委任状
※代理人が入
札する場合

封入

中封筒

中封筒（宛名面）

（会社名・所在地・代表者名）

物件番号

入札書

市有地（駐車場用地）貸付一般競争入札

中封筒（表面）

印

のりづけ

入札書

封入

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- ア 委任状を提出しなかった者に係る代理人の行った入札
- イ 入札に参加する資格がない者のした入札
- ウ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名及び押印のないもの
- エ 入札書に金額の記入がない又は金額の修正がある入札
- オ 入札金額が最低売払価格に満たない入札
- カ 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの
- キ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- ク 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの
- ケ 入札に関し不正な行為があったと認められた者の入札
- コ その他参加要領に記載の内容に違反した入札

(6) 開札

開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係のない府中市の職員を立ち会わせて開札します。

開札の日時	令和7年8月8日（金） 午後3時から
開札の場所	府中市役所（おもや3階）会議室

*開札の立会い（会場への入場）は任意です。

*入場に際しては、社員証等、関係者であることの確認をさせていただきます。また、会場の都合上、1申込につき1名とします。

*開札日は入札書の受け取りはできません。

(7) 落札者の決定

最低入札価格以上で最高価格の入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない府中市職員にくじを引かせるものとします。

(8) 入札結果の通知

開札した場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、入札者に通知します。

11. 契約の締結

落札者は、令和7年8月31日までに契約を締結してください。期日までに契約を締結されない場合は、落札は無効とし、決定を取り消すことがあります。

契約書は2部作成し、府中市及び落札者の双方で保管します。うち1部の契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

12. 提出書類の取扱い

- (1) この入札に関して提出された書類は、理由のいかんによらず返却できません。
- (2) 提出書類及び契約に伴い提出される各種報告書類は、必要に応じて開示することがあります。ただし、府中市情報公開条例の規定に照らし、個人情報や落札者の知的財産権等に配慮しながら、開示範囲を判断するものとします。

13. 問合せ先

〒183-8703

府中市宮西町2丁目24番地

府中市総務管理部財産活用課

駐車場用地貸付担当 佐藤、菊池

電 話：042-335-4540

14. その他

様式

- 様式第 1 号 市有地（駐車場用地）貸付一般競争入札参加申込書兼借受申出書
- 様式第 2 号 誓約書
- 様式第 3 号 事業実績説明書
- 様式第 4 号 入札書
- 様式第 5 号 委任状

その他添付書類

【物件 1 ・ 2 】 土地貸借契約書（案）

【物件 3 】 土地貸借契約書（案）

特約条項

カーシェアリング事業・電気自動車用充電設備についての調査票

質問書

【物件 1 ～ 3 】 案内図・現地写真

【物件 1 ～ 3 】 測量図